#### 岩手県農山漁村地域整備交付金交付要綱

(目的)

第1 農山漁村地域の広範かつ多様なニーズを踏まえ、農林水産業の生産基盤、農山漁村の生活 基盤及び防災機能等を総合的かつ効果的な整備を図るため、農山漁村地域整備交付金実施要綱 (平成22年4月1日付け21農振第2453号農林水産事務次官通知。以下「国実施要綱」という。) 第2の2に規定する事業実施主体(以下「交付金事業者」という。)が、国実施要綱、農山漁村 地域整備交付金実施要領(平成22年4月1日付け21生畜第2045号農林水産省生産局長、21 農振第2454号農林水産省農村振興局長、21林整計第336号林野庁長官、21水港第2724号水産 庁長官通知。以下「国実施要領」という。)、関係通達等に基づいて交付金事業を行う場合に要 する経費に対し、予算の範囲内で、岩手県補助金交付規則(昭和32年岩手県規則第71号。以 下「規則」という。)及びこの要綱により交付金を交付する。

(交付金の交付の対象及び交付額)

第2 第1に規定する経費及びこれに対する交付額は、別表第1のとおりとする。

(交付金事業に要する経費の配分及び交付金事業の内容の軽微な変更)

- 第3 規則第6条第1項第1号及び第2号に規定する軽微な変更は、次に掲げる変更以外の変更とする。
  - (1) 事業費の増減
  - (2) 交付金事業に要する経費の配分の変更
  - (3) 交付金事業の新設、中止又は廃止
  - (4) 事業実施主体の変更

(申請の取下げ期日)

第4 規則第8条第1項に規定する申請の取下げ期日は、交付金の交付の決定の通知を受領した 日から起算して15日以内とする。

(立入検査等)

- 第4の2 広域振興局長(以下「局長」という。)は、予算の執行の適正を期するため、交付金事業者(市町村等を除く。)に対して、必要な報告を求め、又は当該職員に、その事務所、事業場等に立ち入り、帳簿書類その他の必要な物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。
- 2 交付金事業者は、交付金事業の全部又は一部を交付金の交付により実施する場合において、 当該交付金の交付に当たっては、局長が、予算の執行の適正を期するため、当該交付金の交付 を受ける者に対して、必要な報告を求め、又は当該職員に、その事務所、事業場等に立ち入り、 帳簿書類その他の必要な物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる旨の条件 を付さなければならない。
- 3 交付金事業者は、交付金事業の全部又は一部を委託により実施する場合において、当該委託 の業務を行う者と契約を締結するに当たっては、局長が、予算の執行の適正を期するため、当 該委託の業務を行う者に対して、必要な報告を求め、又は当該職員に、その事務所、事業場等 に立ち入り、帳簿書類その他の必要な物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることがで きる旨の条件を付さなければならない。

(事業の遂行状況に係る報告)

第5 交付金事業者は、交付金の交付の決定があった年度の各四半期(第4・四半期を除く。以下同じ。)の末日現在における交付金事業の実施状況について、岩手県農山漁村地域整備交付金事業遂行状況報告書(様式第6号)により、当該年度の各四半期の最終月の翌月15日までに局長に報告するものとする。ただし、当該年度の各四半期の末日までに交付金事業が完了したときは、第7に規定する岩手県農山漁村地域整備交付金請求(精算)書(様式第5号)をもってこれに代えることができる。

(前金払)

- 第6 局長は、必要があると認める場合は、交付金を前金払することがある。
- 2 交付金事業者は、前項に規定する交付金の前金払を請求しようとするときは、岩手県農山漁村地域整備交付金前金払請求書(様式第7号)を局長に提出しなければならない。

(提出書類及び提出期日)

第7 規則により定める書類及びこれに添付する書類並びに提出期日は、別表第2のとおりとする。

附則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成28年3月31日から施行する。

附則

この要綱は、平成29年6月20日から施行する。

附則

この要綱は、平成30年9月18日から施行する。

別表第1 (第2関係)

別表第1(第2			T	
	象事業	経費	   交付額	摘要
事業名	区分			7167
国実施要綱第	通作条件整備	市町村が農地整備事業を	当該事業を行う場合に要	
2 Ø 1 Ø (2)		行う場合に要する経費	する経費の 100 分の 50 に相	
の①のアの			当する額以内の額	
(ア)農地整備				
国実施要綱第	草地畜産基盤	公益社団法人岩手県農業		
2 Ø 1 Ø (2)	整備事業	公社が草地畜産基盤整備事		
の①のアの		業を行う場合に要する経費		
(ア)農地整備		に対して市町村が補助する		
		場合に要する経費		
		1 草地整備型	   当該事業を行う場合に要	
		(1) 基本施設整備事業	する経費の 100 分の 50 に相	
		(2) 利用施設整備事業	当する額以内の額	
		2 畜産担い手総合整備型	当該事業を行う場合に要	
		(1) 基本施設整備事業	する経費の 100 分の 50 に相	
		(2) 利用施設整備事業	当する額以内の額	
		3 草地林地総合整備型	当該事業を行う場合に要	
		(1) 基本施設整備事業	する経費の100分の55に相	
<b>国本长亚纲</b> 然	去 文 rm   本 W   A	(2) 利用施設整備事業	当する額以内の額	
国実施要綱第	畜産環境総合	公益社団法人岩手県農業		
$\begin{array}{ c c c c c c c c c c c c c c c c c c c$	整備事業	公社が畜産環境総合整備事業な行う担合に悪力スタ票		
(エ)農村整備		業を行う場合に要する経費 に対して市町村が補助する		
(上) 展刊 電 湘		場合に要する経費		
		勿口に女りる社員		
		1 資源リサイクル事業	当該事業を行う場合に要	
		(1) 基本施設整備事業	する経費の 100 分の 50 に相	
		(2) 利用施設整備事業	当する額以内の額	
		(3) ストックマネジメン	ただし、利用施設整備事	
		ト事業	業のうち、畜産高密度地域	
			かつ環境負荷脆弱地域にお	
			いて整備されるエネルギー	
			等副産物利用施設整備、家	
			新排せつ物燃焼処理施設及 びぶくた燃料な事。近日豊	
			びバイオ燃料生産・活用農業用機械拡張の敷借費にな	
			業用機械施設の整備費にあ	
			っては 100 分の 55 に相当する額以内の額、その他施設	
			る領以内の領、その他施設   整備(農機具庫整備、家畜	
			登備 (長機兵庫登備、豕亩   保護施設整備、周辺環境整	
			保護旭設整備、周辺環境整  備) にあっては3分の1に	
			相当する額以内の額とす	
			竹 m y る 破 以 r y の 破 と y	
			`•∕ ∘	

		2 草地畜産活性化事業 (1) 基本施設整備事業 (2) 利用施設整備事業	当該事業を行う場合に要する経費の100分の50に相当する額以内の額ただし、利用施設整備事業のうち、牧場用機械施設整備にあっては3分の1に相当する額以内の額とする。
		<ul><li>3 新技術活用地域環境改善事業</li><li>(1)基本施設整備事業</li><li>(2)利用施設整備事業</li></ul>	当該事業を行う場合に要 する経費の 100 分の 50 に相 当する額以内の額
国実施要綱第 2の1の(2) の①のアの (イ)水利施設 整備	小水力発電設 備設置	市町村、土地改良区その 他知事が認める者が国実施 要領別紙2運用5第1の1 の(1)のキに掲げる小水力 発電整備を行う場合に要す る経費	当該事業を行う場合に要する経費の 100 分の 75 に相当する額以内の額
国実施要綱第2の1の(2)の①のアの(エ)農村整備	農業集落排水事業	市町村が農業集落排水事業を行う場合に要する経費	1 国実施要領別紙第 4-1 運用 2 第 1 の 2 の (1) 及 び(2) に規定する事業に 要する経費の 100 分の 50 に相当する額以内の額 2 国実施要領別紙第 4-1 運用 2 第 1 の 2 の (3) に 規定する事業を行う場合 は定額(ただし、機能診 断にあっては一施設当た り 200 万円、最適整備構 想の策定にあっては一市 町村当たり 800 万円を上 限とする。)
国実施要綱第 2の1の(2) の①のイの (ア)森林整備 事業	育成林整備事業	市町村が育成林整備事業を行う場合に要する経費	1 森林管理道、林業専用 道及び森林施業道の開設 (林道の種類・規格の変 更を含む。)又は改築 (1)森林造成林道 当該事業を行う場合 に要する経費の 100 分 の 51 に相当する額以内 の額

(2) 峰越連絡林道 当該事業を行う場合 に要する経費の 100 分 の51に相当する額以内 の額 (3) (1) 及び(2) 以外の林 渞 当該事業を行う場合 に要する経費の 100 分 の 46 (過疎地域の市町 村及び振興山村の地域 にあっては、100分の 51) に相当する額以内 の額 林道改良事業 市町村が林道改良事業を 1 既設林道について構造 行う場合に要する経費 の一部を改良する場合 (1) 幹線林道(当該林道 に係る森林の利用区域 面積 500ha (過疎地域の 市町村及び振興山村地 域にあっては、200ha) 以上) 当該事業を行う場合 に要する経費の 100 分 の51に相当する額以内 の額 (2) その他林道 当該事業を行う場合 に要する経費の 100 分 の31に相当する額以内 の額 2 既設林道について舗装 を行う場合(開設又は改 築及び改良工事と同時に 実施するものを除く。) (1) 幹線林道 当該事業を行う場合 に要する経費の 100 分 の51に相当する額以内 の額 (2) その他林道 当該事業を行う場合 に要する経費の30分の 10.3 に相当する額以内 の額

	林道点検診 断・保全整備 事業	市町村が林道点検診断・ 保全整備事業を行う場合に 要する経費	当該事業を行う場合に要する経費の100分の50に相当する額以内の額	
国実施要綱第 2の1の(2) の①のウの (7)水産物供 給基盤整備事 業		市町村が地域水産物供給基盤整備事業を行う場合に要する経費	1 基本施設又は輸送施設 若しくは公共施設用地若 しくは荷さばき所若しく は漁港浄化施設の整備を 行う場合に要する経費の 100分の50に相当する額 以内の額 2 漁礁及び養殖場の整備 を行う場合に要する経費 の6分の5に相当する額 3 増殖場の整備を行う場 合に要する経費の100分 の60に相当する額	
国実施要綱第 2の1の(2) の①のウの (ウ)のa漁業 集落環境整備 事業		市町村が漁業集落環境整 備事業を行う場合に要する 経費	当該事業を行う場合に要する経費の100分の50に相当する額以内の額	
国実施要綱第 2の1の(2) の①のウの (ウ)のc漁村 再生交付金事 業		市町村が漁村再生交付金事業を行う場合に要する経費	当該事業を行う場合に要する経費の 100 分の 50 に相当する額以内の額	
国実施要綱第 2の1の(2) の①のエの (7)のa海岸 保全施設整備 事業	高潮対策	市町村が行う海岸保全施 設整備事業(高潮対策)を 行う場合に要する経費	当該事業を行う場合に要する経費の 100 分の 50 に相当する額以内の額	
国実施要綱第 2の1の(2) の②効果促進 事業		市町村が効果促進事業を 行う場合に要する経費	当該事業を行う場合に要 する経費の 100 分の 50 に相 当する額以内の額	

# 別表第2(第7関係)

条 項	提出書類及び添付書類	様 式	提出部数	提出期日
規則第4条の規定に	岩手県農山漁村地域整備交付金交付	第1号	1部	別に定める。
よる書類	申請書			
	1 収支予算書	第2号	1 部	
	2 地区別経費の配分表	第3号	1 部	
	3 その他局長が必要と認める書類			
規則第6条第1項第	岩手県農山漁村地域整備交付金事業	第4号	1部	別に定める。
1号、第2号及び第3	変更(中止、廃止)承認申請書			
号の規定により承認	1 収支予算書	第2号	1部	
を受ける場合の書類	2 地区別経費の配分表	第3号	1部	
	3 その他局長が必要と認める書類			
規則第 13 条第1項の	岩手県農山漁村地域整備交付金請求	第5号	1部	別に定める。
規定による書類	(精算) 書			
	1 収支予算書	第2号	1部	
	2 地区別経費の配分表	第3号	1部	
	3 その他局長が必要と認める書類			

第 号年 月 日

広域振興局長 様

 市町村長 氏
 名 印

 所在地
 名称

 代表者 氏
 名 印

### 岩手県農山漁村地域整備交付金交付申請書

年度において、下記のとおり事業を実施したいので岩手県補助金交付規則により、関係書類 を添えて、次のとおり交付金の交付を申請します。

記

- 1 交付申請額 金 円
- 2 事業の目的
- 3 収支予算書(様式第2号のとおり)
- 4 地区別経費の配分表 (様式第3号のとおり)
- 5 事業の完了予定年月日 年 月 日

# 収支予算 (精算) 書

区分	本年度 事業費	本年度 交付額	県費	市町村費	その他	備考	
	工事費						
	附帯事務費						
	工事費						
	附帯事務費						
	工事費						
	附帯事務費						
	工事費						
	附帯事務費						
	工事費						
	附帯事務費						
_	工事費						
<b>≅</b> †	附带事務費						
	計						

予算議決(又は予算議決予定)

年 月 日

## 様式第3号(別表第2関係) 地区別経費の配分(精算)表

		交付対象事業			法律•予管			総事業費	前年度までの	前年度までの	本年度事業費	太年度	太年度	本年度	翌年度以降	(単位:円)	
計画名	地区名	事業名(1)	事業名(2)	区分(1)	区分(2)	法律・予算 の区分	事業実施期間	事業実施主体	総事業費 (A)	前年度までの 事業費 (B)	前年度までの 交付済みの総 額	(C)	本年度 都道府県費	本年度 市町村費	その他	翌年度以降 事業費 (D)=(A)-(B)-(C)	備考
	小計																
	小計																-
																	-
																	-
																	+
																	-
																	+
	小計																
	合計(交付限度額)																
	(うち 工事費)																
	(うち 附帯事務費)																-
	うち農業農村基盤整備事業																+
	うち森林基盤整備事業																+
	うち水産基盤整備事業																+
	うち海岸保全施設整備事業																
	小計																
	うち効果促進事業費																<u></u>

(注)1 交付対象事業の事業名(1)欄には、岩手県農山漁村地域整備交付金交付要綱別表第1(以下「別表1」という。)の事業名欄の国実施要綱第2の1の(2)の①のアの(7)、①のアの(4)、①のアの(7)、①のイの(7)、①のウの(7)、①のウの(7)の。①のウの(7)のa、②のいずれかを記入すること。

- 2 交付対象事業の事業名(2)欄には、別表1の事業名欄の事業名(( )部分)を記入すること。
- 3 交付対象事業の区分(1)欄には、別表1の区分欄の該当する項目を記入すること。区分欄に項目がない場合、未記入とすること。
- 4 交付対象事業の区分(2)欄には、別表1の交付額欄の交付率を記入すること。
- 5 法律・予算の区分欄には、国の負担又は補助の割合について個別の法令等に規定がある場合は、「法律補助」と記入し、それ以外は「予算補助」と記入すること。

 第
 号

 年
 月

 日

広域振興局長 様

 市町村長
 氏
 名

 所在地
 名称

 代表者
 氏
 名

 印

岩手県農山漁村地域整備交付金事業変更(中止、廃止)承認申請書

年月日付け指令 地 第 号で交付金の交付の決定の通知のあった岩手県農山漁村地域整備 交付金事業の実施について、次の理由により事業を変更(中止、廃止)したいので、承認されるよう 関係書類を添えて申請します。

記

理 由

注 添付書類は、変更前と変更後を容易に比較対照できるように、変更部分を二段書きとし、変更前を括弧書きで上段に記載すること。

 第
 号

 年
 月

 日

広域振興局長 様

 市町村長 氏
 名 印

 所在地
 名称

 代表者 氏
 名 印

### 岩手県農山漁村地域整備交付金請求 (精算) 書

年月日付け指令 地 第 号で交付金の交付の決定の通知のあった岩手県農山漁村地域整備 交付金事業が完了したので、岩手県補助金交付規則により、関係書類を添えて、次のとおり交付金 の交付を請求します。

金	円		
交付金交付決定額	金		円
前金払受領額	金		円

注 精算の結果、交付を受ける交付金がない場合は、表題の「請求」及び本文中の「交付金の交付を請求」を「精算」と記載すること。

第 号年 月 日

広域振興局長 様

 市町村長 氏
 名 印

 所在地
 名称

 代表者 氏
 名 印

### 岩手県農山漁村地域整備交付金事業遂行状況報告書

年月日付け指令地第一号で交付金の交付の決定の通知のあった岩手県農山漁村地域整備交付金事業の遂行状況について、岩手県農山漁村地域整備交付金交付要綱により、下記のとおり報告します。

記

				事業の遂	行状况	
	事業	事業費	実施計画	月日までに	完了したもの	事業完了
事業名	実施	区分	実施計画 事業費(A)	事業費(B)	出来高比率	予定年月日
	主体		尹禾貞 (11)	(円)	(B) / (A)	1 12 7 7 1 1
				(1.47)	(%)	
		工事費				
		附帯事務費				
		工事費				
		附帯事務費				
		工事費				
合 計		附帯事務費				
		計				

注 「事業名」の欄には、国実施要領に記載された最小単位の事業名を記載すること。

第 号年 月 日

広域振興局長 様

 市町村長 氏
 名 印

 所在地
 名称

 代表者 氏
 名 印

#### 岩手県農山漁村地域整備交付金前金払請求書

年 月 日付け指令 地 第 号で交付金の交付の決定の通知のあった岩手県農山漁村地域整備交付金事業について、交付金の前金払を受けたいので、次のとおり請求します。

記

1 請求額

金

円

2 内 訳

(単位:円)

事 業 名	事業実施主体	交付金交付 決 定 額	既受領 額	今回請求額	差引残高
合 計					

3 理由

- 注1 「事業名」の欄には、国実施要領に記載された最小単位の事業名を記載すること。
  - 2 交付金事業に係る支出資金計画(任意様式)を添付すること。